

# 著作権法改正がAI開発に与える「衝撃」



2019.3.06

STORIA法律事務所  
弁護士 柿沼太一

# 【自己紹介】

- ▼ 2000年4月に弁護士登録
- ▼ 2015年3月に神戸三宮にSTORIA法律事務所設立
- ▼ AI、IT、知的財産、ベンチャーを主として取り扱う
- ▼ 2016年10月からAIに関して積極的な情報発信を始め、現在自動車系、医療系、工場系、WEB系など多様なAI企業からの相談、顧問契約を締結
- ▼ 2017年12月東京事務所開設
- ▼ 経産省の「データ契約ガイドライン検討委員会」委員（～2018.3）

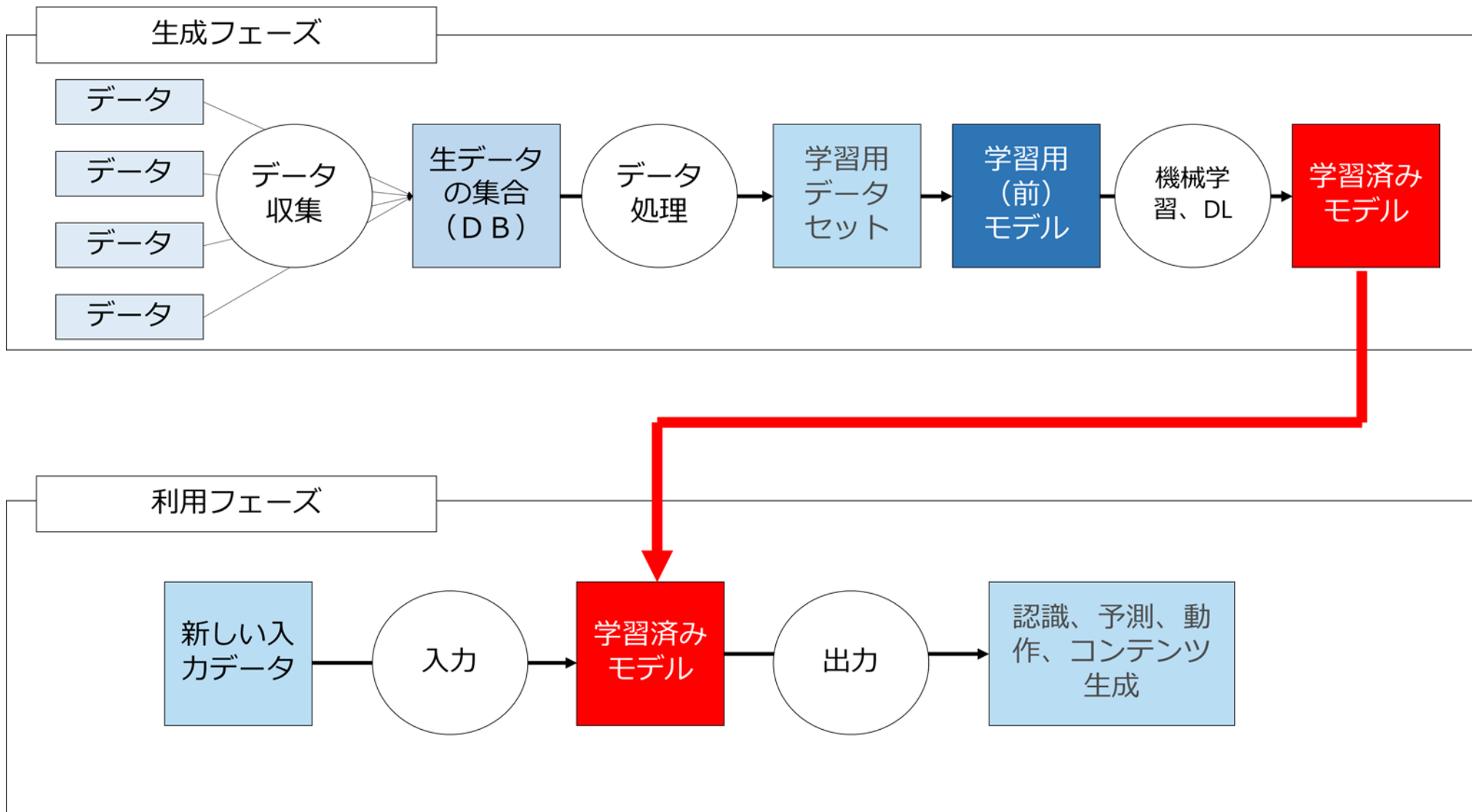
# 著作権法改正がAI開発に 与える「衝撃」

## 【内容】

1. AIと法律・知財に関する問題領域の概観
2. AIの生成に関する法律問題
3. 具体例を通じて理解する、著作権法改正がAI開発に与える「衝撃」

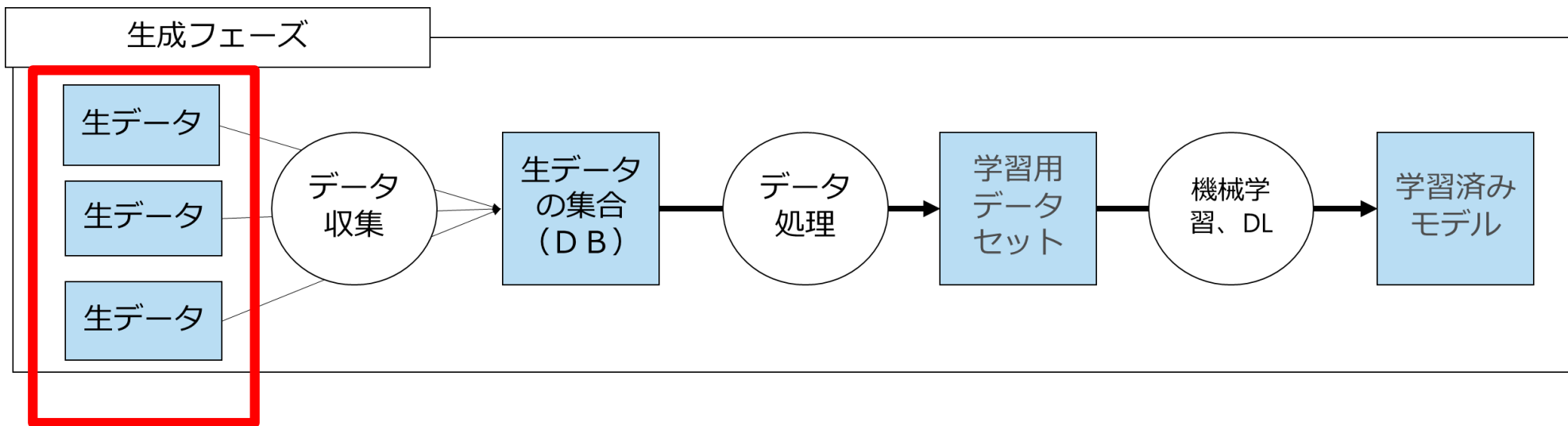
1 AIと法律・知財・契約に関する  
問題領域の概観  
～AIの適法な生成、保護、活用、法的責任～

# 1 AIと法律・知財に関する問題領域の概観 ～AIの適法な生成、保護、活用、法的責任～



## 2 AIの生成に関する法律問題

## 2 AIの生成に関する法律問題



「生データ」と言っても様々な種類のデータがあり、規制が異なっている  
→ 「データの種類×データの取得方法」で整理するとわかりやすい

## 2 AIの生成に関する法律問題

### 【具体例】

1 ネット上で公的機関により特段の利用条件なく公開されている金融データを用いて将来の日経平均株価を予測するAIを作成

① データの種類

事実を示すデータ：何の法律的な権利も発生していない

② 取得の方法

インターネット上での収集＋データ利用契約なし

→③ 規制

法的規制も契約上の規制もなし



## 2 AIの生成に関する法律問題

### 【具体例】

2 手塚治虫の中古漫画本を古本屋で購入してきてデジタルデータ化し、「手塚治虫風キャラクター」を生成するAIを作成

① データの種類  
著作物

② 取得の方法  
第三者からデータ利用契約以外の契約に基づき収集

→③ 規制  
法的規制（著作権法）のみ（契約上の規制なし）

## 2 AIの生成に関する法律問題

### 【具体例】

3 AmazonKindleで販売されている手塚治虫漫画のデータを利用して「手塚治虫風キャラクター」を生成するAIを作成

① データの種類  
著作物

② 取得の方法  
第三者からデータ利用契約に基づき収集

→③ 規制  
法的規制（著作権法） + 契約上の規制

### 3 具体例を通じて理解する、著作権法改正 がAI開発に与える「衝撃」

### 3 具体例を通じて理解する、著作権法改正がAI開発に与える衝撃

## ■ MakeGirls.moe

The screenshot shows the MakeGirls.moe website interface. On the left, there is a dashed box representing a generated image and a red "Generate" button. The main area contains various options for character generation, including:

- Options** (with an "Expert Mode" checkbox):
  - Hair Color: Random
  - Hair Style: Random
  - Eye Color: Random
  - Blush: Off, Random, On
  - Smile: Off, Random, On
  - Open Mouth: Off, Random, On
  - Hat: Off, Random, On
  - Ribbon: Off, Random, On
  - Glasses: Off, Random, On
  - Noise: Random, Fixed
  - Noise Import/Export: Import, Export
  - Operations: Reset

On the right, there is a section titled "#MakeGirlsMoe on Twitter" showing a tweet from Aixile@MakeGirlsMoe (@namaniku0) dated Aug 21, 2017. The tweet features a video thumbnail with the year "2003" and four anime-style character portraits. The tweet text reads: "#MakeGirlsMoe 発売年の情報をモデルに付けて再訓練より、美少女進化論ができた". Below the tweet is a link: [http://make.girls.moe/#/より](http://make.girls.moe/#/).

### 3 具体例を通じて理解する、著作権法改正がAI開発に与える衝撃

- モデル生成に用いられたと思われる生データ  
「Getchu」 (<http://www.getchu.com/>) というサイト上のゲームの立ち絵キャラの画像。

The screenshot shows the homepage of Getchu.com, a Japanese website for anime merchandise. The top navigation bar includes categories like 'ゲーム' (Games), 'アニメ' (Anime), '音楽' (Music), 'グッズ' (Goods), '抱き枕' (Hugging Pillows), '書籍・雑誌' (Books/Magazines), '同人' (Doujin), '女性向' (Female-oriented), 'DL' (Download), 'アダルト' (Adult), and 'ブログ' (Blog). A search bar and a 'マイページ' (My Page) link are also visible. The main banner features a character from 'Oreimo' (The World's Greatest Firstborn) with a pink pig-like creature, advertising a 'オリジナルB2タペストリー' (Original B2 Tapestry) as a limited edition bonus for volumes 6-8. Below the banner is a 'TOP NEWS' section with three items: a campaign for a color paper gift, an update on a figure, and a new hugging pillow cover. The right sidebar shows a '特価セール' (Special Sale) for a 'Dengeki Bunko' product.

### 3 実際のケースのご紹介

#### ■ MakeGirls.moeの論点

1 仮に生データを権利者の許諾なくダウンロードしてモデルを生成していた場合、生データの著作権侵害にならないのか

2 生成された学習済モデルは誰のものか

→略

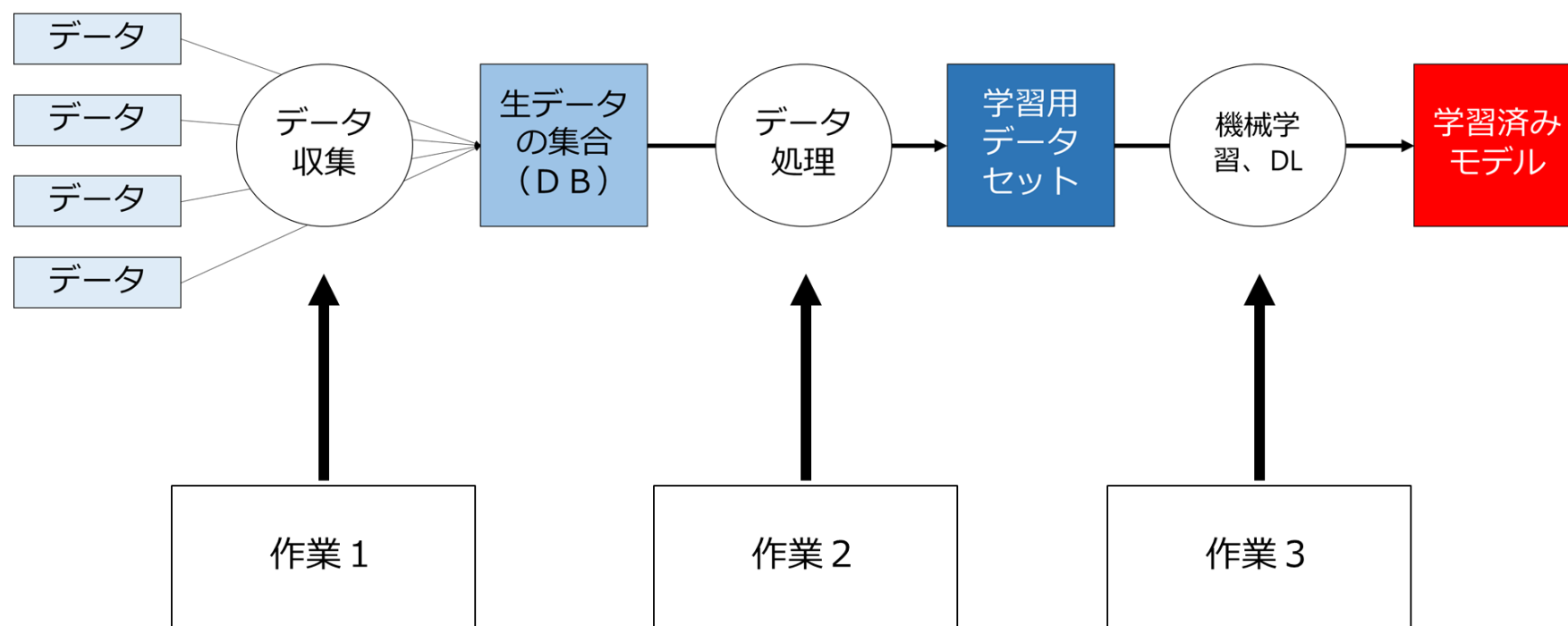
3 生成された学習済モデルで自動作成した萌え画像については誰が権利を有するのか

→略

4 学習済モデルが自動的に生成した萌え画像が、モデル生成に利用した生データの1つに「偶然」似てしまった場合、生データの著作権侵害にならないのか

→略

### 3 具体例を通じて理解する、著作権法改正がAI開発に与える衝撃



### 3 具体例を通じて理解する、著作権法改正がAI開発に与える衝撃

#### ■ 各作業

##### ▼ 作業1

データのコピー、ダウンロード：複製

##### ▼ 作業2

複製したデータの整形：翻案

##### ▼ 作業3

機械学習、深層学習：その過程で複製・翻案をしている（ただし学習行為そのものは著作物の利用行為ではない）。

→いずれの作業も原則として著作権者の承諾なく行うことはできない。



# 著作権法 30条の4！

### 3 具体例を通じて理解する、著作権法改正がAI開発に与える衝撃

#### 【著作権法】第三十条の四

著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、**いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。**ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 (略)

二 情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。）の用に供する場合

三 (略)

### 3 具体例を通じて理解する、著作権法改正がAI開発に与える衝撃

#### 【著作権法30条の4のポイント】

- 権利制限規定の一種
- 2019年1月1日施行（2018年12月31日までは著作権法47条の7）
- AI生成にとって非常に重要
- 非営利目的に限定されていないのが最大の特徴（参考：欧州、イギリスなどにも同様の規定があるが全て非営利目的限定）
- 「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。」とされている（cf：旧47条の7では「記録・翻案」しか許されていない）
- 複製行為等が国外で行われた場合に適用があるかは後述。

### 3 具体例を通じて理解する、著作権法改正がAI開発に与える衝撃

【設問】日本国内に所在するサーバー上でデータ収集行為や学習行為を行う場合と、外国に所在するサーバー上で同様の行為をする場合とで違法か否かが異なるのか

→準拠法の問題

・ 著作物の「利用行為地」における法律が適用されるが特にネットを利用した行為の場合、どこが「利用行為地」であるかの解釈は難しい

→ **「サーバの所在地」**が利用行為地であるとするのが1つの考え方

① 日本国内にサーバがあり、日本国内にいる人が同サーバを利用してデータのダウンロードやラベル付け、学習行為を行えば、日本著作権法30条の4適用あり。

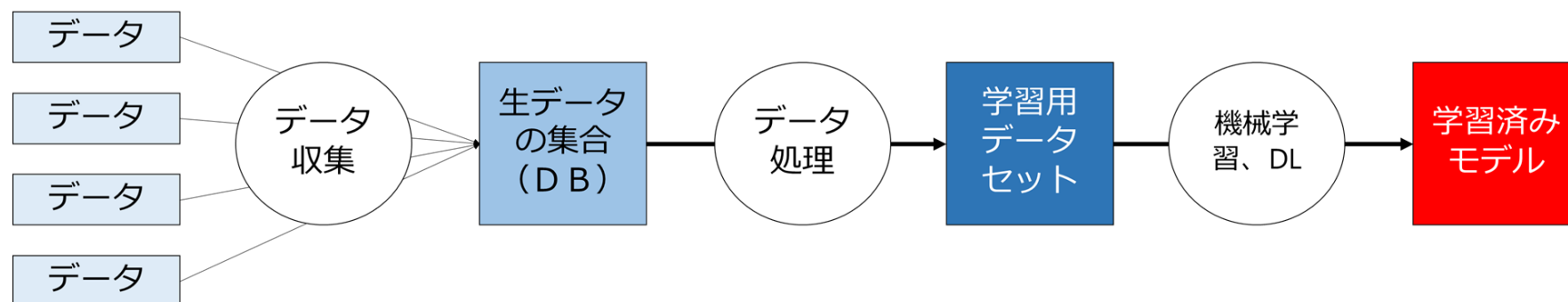
② AMAZONのAWSサービスを利用して学習行為等を行う場合、国外にあるサーバを利用すると日本著作権法30条の4が適用されない。

**機械学習するなら  
(物理的な意味で)  
日本において。**

### 3 具体例を通じて理解する、著作権法改正がAI開発に与える衝撃

#### 【具体例】

① WEB上の自然言語データを利用して、自ら学習用データセット及び自動翻訳用学習済モデルを生成し、モデルを販売する行為は著作権侵害にならないか。



【改正前】 著作権法 47 条の 7 により適法

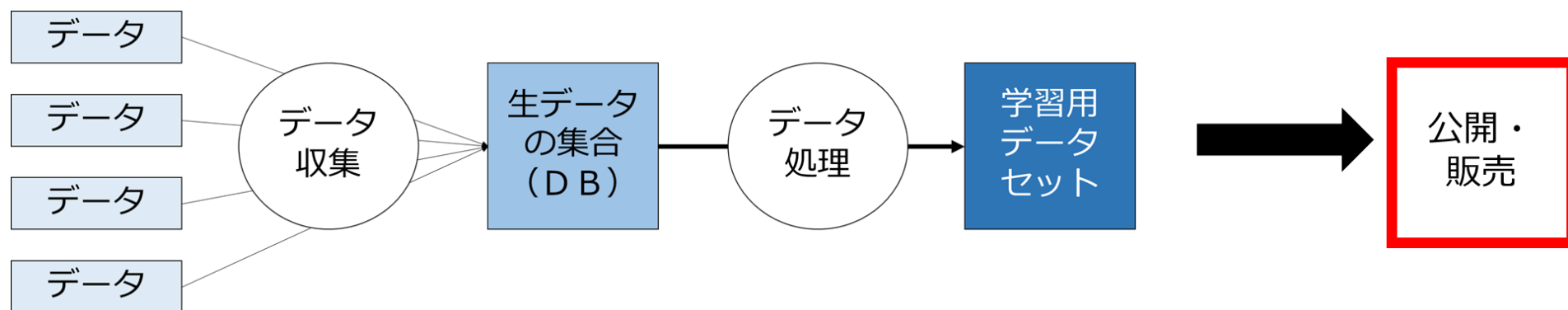


【改正後】 著作権法 30 条の 4 により変わらず適法

### 3 具体例を通じて理解する、著作権法改正がAI開発に与える衝撃

#### 【具体例】

② WEB上の自然言語データを利用して学習用データセットを生成し、ネットに公開したり不特定の第三者に販売する行為は適法か



【改正前】 著作権法 47 条の 7 は適用されず違法

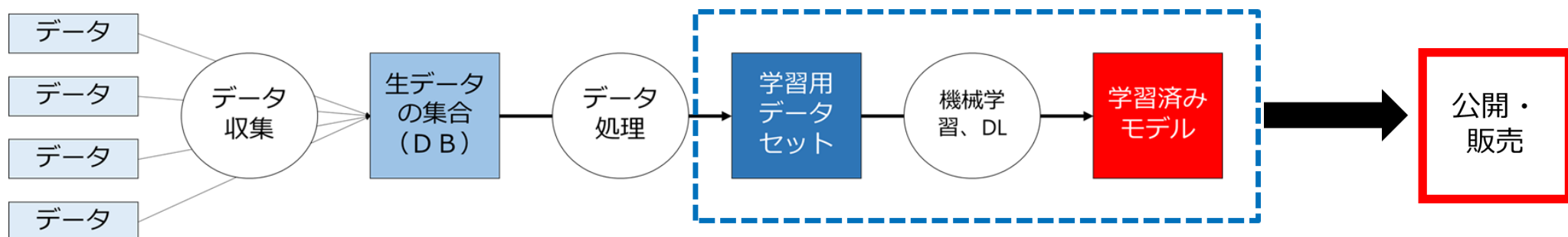


【改正後】 著作権法 30 条の 4 により適法化

### 3 具体例を通じて理解する、著作権法改正がAI開発に与える衝撃

#### 【具体例】

③ 自動翻訳用学習済みモデルを生成した事業者が同モデル生成に利用した学習用データセットとモデルをセットにして販売する行為は適法か。



【改正前】 著作権法 47 条の 7 は適用されず違法



【改正後】 著作権法 30 条の 4 により適法化

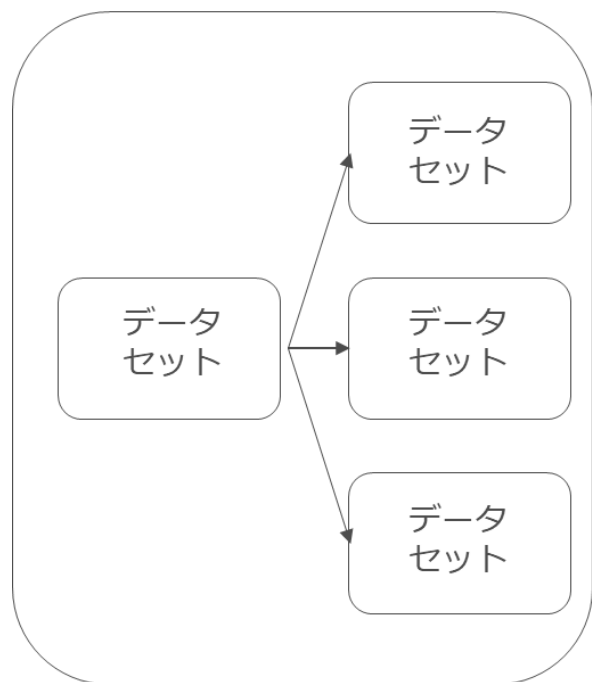


### 3 具体例を通じて理解する、著作権法改正がAI開発に与える衝撃

#### 【具体例】

④ 複数の者が参加するコミュニティにおいて、参加者それぞれがWEB上の自然言語データを利用して学習用データセットを生成して参加者の間で共有する行為は適法か

【コミュニティ内】



【改正前】 著作権法 47 条の 7 は適用されず違法



【改正後】 著作権法 30 条の 4 により適法化

### 3 具体例を通じて理解する、著作権法改正がAI開発に与える衝撃

#### 3 第三者が著作権を有している生データから適法に学習用データセットや学習済みモデルを生成するには

ただし、以下に注意。

① 契約が有効に締結されている場合は、当該契約（ライセンス）違反となる可能性が残る。

② 「情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物」については無断で利用できない。

③ 30条の4但書の「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は不可

例：手塚治虫の漫画をすべてデジタル化してそのまま「手塚治虫風キャラ生成用データセット」として販売する場合



STORIA

# STORIA法律事務所について

弁護士法人STORIA（ストーリーア）

<https://storialaw.jp/>

【神戸】

〒650-0031

神戸市中央区東町123-1 貿易ビル8階

STORIA法律事務所

【東京】

〒108-0075 東京都港区港南2-16-4

品川グランドセントラルタワー8F

STORIA法律事務所東京オフィス

弁護士 柿 沼 太 一

e-mail [kakinuma@storialaw.jp](mailto:kakinuma@storialaw.jp)